

令和8年5月1日

平塚市長 落合 克宏

放置禁止区域内等に放置されていた自転車等を保管したので、「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第13条第4項に基づき、次のとおり告示する。

記

- 1 移動理由 「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第9条第3項に規定する放置禁止区域内に放置されていたため。又は同条例第12条第4項に該当するため。
- 2 移動年月日 令和8年4月1日～令和8年4月30日
- 3 保管自転車等台数 自転車 40台  
原動機付自転車 3台
- 4 保管場所 平塚市纏自転車等保管場（平塚市纏1-40-21）
- 5 保管期間 告示の日から2か月間
- 6 受取方法  
(1) 開場時間 月曜日～土曜日（祝日を含む）、午後1時～午後5時  
年未年始（12月29日～1月3日）は除く  
(2) 受取場所 保管場所と同じ  
(3) 受取に必要なもの  
自転車等の鍵  
本人確認書類  
（運転免許証・学生証・個人番号カード等）  
自転車等保管料（自転車2,000円、原動機付自転車4,000円）
- 7 受取のない場合の措置  
保管期間経過後は「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき処分する。
- 8 保管場の連絡先 0463-34-3133

まちづくり政策部交通政策課

電話0463-21-9840（直通）

以上